主な農業制度資金

令和8年11月18日現在

| 資金名 | 貸付対象者 | 融資機関 | 利率 ※1 基準金利 | 利率 ※1 利子補給（長金協会・県） | 利率 ※1 上乗利子補給（県・市町村） | 利率 ※1 末端金利 | 償還期限（年） | うち据置期間（年） | 貸付限度額 | 融資率（以内） | 農業信用基金協会の債務保証の有無 | 資金の主な特徴 | 土地 農地の取得 | 土地 農地の改良 | 施設・農機具 農業機械の取得 | 施設・農機具 農用施設の改良・造成・取得 | 施設・農機具 農産物の処理加工施設の建築 | 施設・農機具 観光農業施設の建設 | 施設・農機具 施設・機械の賃借料 | 作目・家畜 果樹等の植栽や育成 | 作目・家畜 花き・花木の植栽や育成 | 作目・家畜 家畜の購入や育成 | 作目・家畜 品種の転換 | 作目・家畜 肥料・農薬等の運転資金 | 生活環境 農家住宅の改良・取得 | 生活環境 農業集落排水施設の設置 | 生活環境 生活環境の整備 | 生活環境 農家民宿の整備 | 担い手 農業経営の開始 | 担い手 農業に関する研修 | 担い手 パソコン等の導入 | 負債 負債整理 | 災害 前向き投資と負債整理 | 災害 施設の災害復旧 | 災害 農地の災害復旧 | 災害 経営資金 | 災害 収入補填 | 新規貸付に係る県の関わりの有無（利子補給及び貸付） |
|---|
| 農業近代化資金 | 認定農業者・特定農業法人 | 農協信用銀行等 | 4.45% | 1.25～2.10% | － | 2.35～3.20% | 7～15 | 2～7 | 個人：1,800万円
法人：2億円 | 100% | 有 | ・担い手の農業経営の改善を図り、生産設備等の整備拡充を図る。
・認定農業者及び特定農業法人に対しては、資金使途（災害復旧・運転資金等）、利率（振興基金の助成）、融資率（100%）の特例がある。
・農協等（共同利用施設等）、農業を営まない団体（作業受委託等）、5年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後、決算を2期終えていない場合）が利用可（L資金は不可）。
・補助残にも利用可。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | | | | ○ | | 有 |
| | 6次産業化補助残融資 ※2 | | | | 2.35～3.20%（当初10年） | 無利子 |
| | 6次産業化補助残融資 ※2 | | 4.45% | 1.25% | 3.20%（当初10年） | 無利子 | 7～17 | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| | その他担い手 | | | | － | 3.20% | | | | 80% |
| | 農協等 | | 3.60% | 0.40% | － | 3.20% | 7～20 | | 農協等：15億円 | 80% | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| （鳥取県県独自資金） 簡易手続き資金 | 認定農業者・その他担い手 | | 4.45% | 1.25% | － | 3.20% | 7～15 | | 500万円 | 100%・80% | | ・500万円以下の少額な借入について、借入手続きや借入申込書を簡素化したもの。
・使途は近代化資金と同じ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○△ | ○ | ○ | ○ | ▲ | ▲ | ○ | ○ | | | ▲ | ▲ | | ▲ | ▲ | | | |
| （鳥取県県独自資金） 農地流動化資金 | 認定農業者・その他担い手 | | 4.45% | 1.25% | － | 3.20% | 7～15 | | 500万円 | 100%・80% | | ・500万円以下の小規模の農地取得について簡易な手続きで貸し付けるもの。 | ○ |
| 就農支援資金（就農施設等資金）
平成28年度で新規貸付終了 | 旧認定就農者 | | 無利子 | － | － | 無利子 | 12 | 5 | 青　年：3,700万円
中高年：2,700万円 | 100% | | ・新たに農業経営を目指す者が、経営を開始する場合に必要な経費に対し貸し付ける無利子の資金。（貸付原資は、国2/3、県1/3が負担。）
・県から就農計画の認定を受けた認定就農者が対象。
・H28年度で新規貸付が終了。根拠法令改正により、青年等就農資金へ移行。
・国庫補助事業の補助残には利用不可。（経営体育成支援事業に係る新規就農者補助事業は除く） | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ ※12 | ○ | ○ | ○ | | ○ ※13 | | | | | | | | | | | 有 |
| 農業経営改善促進資金（ｽｰﾊﾟｰS資金） | 認定農業者・特定農業法人 | | 2.65% | － | － | 2.65% | 1 | — | 個人：　500万円 ※9
法人：2,000万円 ※9 | 100% | | ・極度貸付方式で出し入れ自由な短期運転資金。 | | ○ | | | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | 有 |
| 農業経営負担軽減支援資金 | 農業者（所得過半要件あり） | | 4.45% | 1.25% | － | 3.20% | 10
特認15 | 3 | 営農負債の残高 | 100% | | ・営農負債の借換えのための資金。（制度資金については、貸付利率が5.0%を超えるものを対象。）
・限度額の上限なし。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | 有 |
| 日本政策金融公庫資金 青年等就農資金 | 認定新規就農者 ※6
認定新規就農者が役員の過半を占める法人 | 公庫 | 無利子 | － | － | 無利子 | 17 | 5 | 一般：3,700万円
特認：1億　※14 | 100% | 無 ※5 | ・新たに農業経営を営もうとする者が、経営を開始する場合に必要な経費を貸付ける無利子資金。
・市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者が対象。
・国庫補助事業の補助残には利用不可。（経営体育成支援事業にかかる新規就農者補助事業は除く） | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ ※12 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | 無 |
| 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） | 認定農業者・特定農業法人 | | 2.35～3.20% | － | － | 2.35～3.20% | 25 | 10 | 個人：3億円
法人：10億円 | 100% | | ・認定農業者向けの大型で長期の資金。
・施設機械、運転資金、負債整理と資金使途はさまざま。
※H22年度までは原則、H23～H24年度は、借入額500万円超の場合、県と市町村が折半で利子補給していた。
現行は、6次産業化補助残融資の場合にのみ県と市町村折半で利子補給を行う。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 無 |
| | 人・農地プランに位置づけられた認定農業者 ※3 | | | 2.35～3.20%（当初5年） | － | 無利子 | 無 |
| | 6次産業化補助残融資 ※2 | | | － | 2.35～3.20%（当初10年） | 無利子 | 有 |
| 経営体育成強化資金 | 認定新規就農者（旧認定就農者含む）※7
その他担い手 | | 3.20% | － | － | 3.20% | 25 | 5 ※8
3 | ○前向
借入者負担額の80% ※4
○負債整理
個人：1億5千万円
法人：5億円 | 前向80%、負債100%（限度額有り） | | ・前向き投資資金と負債整理（制度資金、制度資金外の営農負債の借換え）の2つから構成。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | | 無 |
| 農林漁業セーフティネット資金 | 認定農業者・その他担い手 | | 2.35～3.05% | － | － | 2.35～3.05% | 15 | 3 | 一般：600万円
特認：年間経営費等の12分の6以内 | 100% | | ・災害、売上高の減少、所得率の悪化、燃油や家畜飼料等の高騰等により農業経営が困難になった場合に経営の維持安定に必要な運転資金。 | ○ | ○ | | 無 |
| 農業改良資金 | エコファーマー ※10 等 | | 無利子 | － | － | 無利子 | 12 | 3
特認5 ※11 | 個人：5,000万円
法人：1.5億円 | 100% | | ・新作物分野・新技術等へのチャレンジのための資金
ーチャレンジ成功後の規模拡大は、近代化資金等で行う。
・借り受けには、貸付資格（チャレンジが農業改良措置と認められるか）の知事による認定が必要。
・国庫補助事業の補助残には利用不可。 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | | | | | | 無 |

※1　貸付利率は、国が資金ごとに毎月定めるものを適用（平成27年1月22日現在）
※2　農山漁村6次産業化対策事業費補助金（6次産業化推進整備事業に限る。）の補助残として活用する場合に限り、貸付当初10年間上乗補助
※3　人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者が借り入れる場合に、農林水産長期金融協会の利子助成により貸付当初5年間の無利子化（融資枠の範囲内。）
※4　事業再生支援資金にあっては、取引先金融機関からの要請がある場合及び民間金融機関の融資が困難と認められる場合については、100%
※5　農協を通じた転貸の場合は保証を付すことができる。
※6　市町村において青年等就農計画の認定を受けた者。ただし、青年等就農資金は、認定農業者となった時点で新たな借入が不可となる。
※7　青年等就農計画の認定を受けた者又は旧就農促進法第4条第1項に規定する就農計画の認定を受けた者（経営開始後5年以内かつ認定後10年以内の者に限る。）
※8　認定新規就農者が農地等又は未墾地の取得のために借り入れる場合で、かつ500万円以内の借入れである場合は、据置期間は5年以内とする。

△　：機械の賃借料に限る。
▲　：認定農業者のみ対象
※12 農業生産活動に直接要する経費が総事業費の概ね1／2以上を占めていれば貸付可能
※13 経営開始初年度および経営規模拡大時に限る。
※14 認定就農計画における所得目標、技術評価などの要件を満たす者に限る。

※9　畜産経営又は施設園芸経営を含む経営の場合は、記載された貸付限度額の4倍の金額を貸付限度額とする。
※10 エコファーマーとは、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、持続性の高い生産方式の導入に関する計画を作成し、認定された者。
※11 農業改良資金融通法第4条に規定する特定地域資金の貸付を受ける者等。